

確認申請時受付チェックリスト

令和7年4月1日

確認申請時に、本チェックリストの提出をお願いします。

申請者氏名 _____
 記入者（代理人）氏名 _____ TEL _____ FAXorMAIL _____
 申請地名地番（代表地番） 印西市 _____

確認申請提出時に本チェックリストの項目について内容確認の上、**該当する各チェックボックスにレを記入し**、必要事項を記載して下さい。下記事項が確認されていることを前提に、受理時の審査を行います。申請に係る確認審査は、受理後に行われます。

- 正本、副本等について、設計図書相互の整合性がとれている。
- 規則第1条の3に規定する「図書の種類」が全てそろっている。
- 規則第1条の3に規定する「明示すべき事項」が全て記載されている。
- 建築基準関係規定に基づく許可等が全て取得されている。
- 申請書は、現行の様式を使用している。

● 提出前の再確認

図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第1条の3における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」の漏れ等が多数ある場合など、再度確認申請が必要となることがありますのでご注意ください。

・申請建築物等の種類

- 法第6条1項2号（市）（木造建築物：地階を除く階数2、延べ面積200㎡超～300㎡以下及び高さ16m以下）
- 法第6条1項3号（市）（建築物：階数1以下、延べ面積200㎡以下）⇒法第6条の4による確認の特例 有 無
- 法第88条 工作物（市）（煙突：6m超～10m以下、広告塔：4m超～10m以下、擁壁：2m超～3m以下）
- 上記以外（千葉県）（許可等を要するものについては千葉県への申請になります）

● 受理時の審査事項

提出書類の確認【提出する書類にレを記入してください】

提出書類		備考
<input type="checkbox"/>	確認申請書等 2部	現行の様式をご確認ください。
<input type="checkbox"/>	建築計画概要書 1部	
<input type="checkbox"/>	建築工事届 1部	
<input type="checkbox"/>	構造・設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建築物省エネ法仕様基準（又は誘導仕様基準）確認図書	仕様基準等は住宅に限ります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 省エネ審査の省略（建築士が設計：法第6条1項3号建築物）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 省エネ基準適用除外（10㎡以下の新築等、屋外駐車場等）	
<input type="checkbox"/>	都市計画法53条に関する申告書 1部	位置図（都市計画図 1/2500）と配置図を添付
<input type="checkbox"/>	開発行為に関する申告書 1部	位置図（都市計画図 1/2500）と配置図を添付
必要に応じて添付する書類		備考
<input type="checkbox"/>	地区計画の区域内における行為の届出書副本の写し	地区計画区域内に建築する場合
<input type="checkbox"/>	委任状	押印等により委任状況が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>	建築確認消防同意調書 1部	消防同意が必要な場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 省エネ適合判定通知書 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等の確認書	省エネ基準適合確認図書（写し可）
<input type="checkbox"/>	開発行為許可書通知書または建築に関する証明書の写し	市街化調整区域で開発行為を伴う場合
<input type="checkbox"/>	浄化槽調書等 3部	

1 設計者等の記載・資格等の確認【内容の確認後、レを記入してください】

確認事項		適用	備考
<input type="checkbox"/>	建築士法に規定する建築物に応じた設計または工事監理の資格がある。	設計者 工事監理者	建築士法第3条、第3条の2、 第3条の3
<input type="checkbox"/>	工事監理者や工事施工者が記載されている。 (未定の場合、未定と記載されている。)	工事監理者 工事施工者	未定の場合、工事着手前に工事監理者決定等届を提出して下さい。

2 手数料の算定【該当箇所にレを記入して下さい】

(1) 手数料の確認

- ①申請区分 当初申請 ※1 計画変更 (※2 工事着手日：令和 年 月 日)
- ②用途 一戸建ての住宅 共同住宅、長屋等 非住宅
- ③申請面積 S _____ m² 新築、増築、改築
※3 移転、大規模の修繕・模様替 S×1/2 _____ m²
- ④建築物省エネ法 仕様基準、誘導仕様基準
省エネ審査省略 省エネ適合判定 省エネ基準適用除外(理由： _____)
- ⑤減免 減免規定適用

※1 計画変更の場合：変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積を増加する部分にあつては、増加する部分の床面積)

※2 工事着手日が令和7年3月31日以前である計画変更確認申請手数料は(5)旧手数料

※3 移転、大規模の修繕・模様替の場合：当該計画に係る部分の床面積の合計の2分の1

(2) 確認申請：建築物、建築設備

建築物：床面積Sによる		建築物に建築設備が付属する場合	
<input type="checkbox"/>	S ≤ 30 m ²	9,000 円	<input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機 8,000 円
<input type="checkbox"/>	30 m ² < S ≤ 100 m ²	19,000 円	<input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機以外※4 22,000 円
<input type="checkbox"/>	100 m ² < S ≤ 200 m ²	33,000 円	<input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機 (計画変更) 6,000 円
<input type="checkbox"/>	その他※5	円	<input type="checkbox"/> 小荷物専用昇降機以外 (計画変更) 10,000 円

※4 小荷物専用昇降機以外：エレベーター、エスカレーター等

※5 200 m²を超える場合は、手数料表を参照してください。

(3) 確認申請：工作物

<input type="checkbox"/>	煙突、広告塔、擁壁	20,000 円	<input type="checkbox"/>	煙突、広告塔、擁壁 (計画変更)	8,000 円
--------------------------	-----------	----------	--------------------------	------------------	---------

(4) 建築物省エネ法

建築物省エネ法仕様基準審査 (確認申請手数料に加算)					
一戸建ての住宅		共同住宅、長屋等			
<input type="checkbox"/>	A < 200 m ²	17,000 円	<input type="checkbox"/>	A < 300 m ²	32,000 円
<input type="checkbox"/>	200 m ² ≤ A	19,000 円	<input type="checkbox"/>	300 m ² ≤ A	56,000 円

(5) 確認申請：旧手数料【工事着手日が令和7年3月31日以前である計画変更確認申請】

建築物：床面積Sによる		工作物		
<input type="checkbox"/>	S ≤ 30 m ²	5,000 円	<input type="checkbox"/>	煙突、広告塔、擁壁 8,000 円
<input type="checkbox"/>	30 m ² < S ≤ 100 m ²	9,000 円	<input type="checkbox"/>	煙突、広告塔、擁壁 (計画変更) 4,000 円
<input type="checkbox"/>	100 m ² < S ≤ 200 m ²	14,000 円		
<input type="checkbox"/>	その他※6	円		

※6 200 m²を超える場合は、お問い合わせください。

<p>確認申請手数料</p> <p>_____ 円</p>
